

令和2年4月14日

郡市区等医師会長 殿

一般社団法人大阪府医師会
会長 茂松 茂人
(公印省略)

新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を
実施する医療機関の一覧作成及び実施状況の報告について

日本医師会より、標記に関して、令和2年4月10日付事務連絡で、厚生労働省は、新型コロナウイルスの感染拡大に際して電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関の一覧を作成し、実施状況を公表するとして、調査依頼があったとの連絡がありました。

本調査は、電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関を把握し、国民、患者に医療機関の情報を提供する目的で、すべての医療機関を対象として行われます。

電話や情報通信機器を用いた診療を実施する医療機関は、別紙 1-1 の調査要領に従い、「別紙 1-2 電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」を提出するとともに、別紙 2-1 の調査要領に従い、「別紙 2-2 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」の様式により、令和2年4月10日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(4月13日付本会事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」に添付)の 1. (1)及び(3)②【初診からの電話や情報通信機器を用いた診療や受診勧奨(2度目以降を含む)】による毎月の実施状況を報告することとされています。

あわせて、大阪府より、同調査についての周知依頼がまいりました。該当する医療機関におかれましては、各調査票を大阪府ホームページよりダウンロードして必要事項を記入し、Eメール又はFAXによりご提出くださいますようお願いいたします。

大阪府ホームページURL

<http://www.pref.osaka.lg.jp/hokeniryokikaku/onlinepractice/index.html>

「別紙 1-2 電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票」

提出期限：令和2年4月21日(火曜日) (※)

※ 調査要領において、「調査票を提出していない医療機関であって、新たに事務連絡に基づき電話や情報通信機器による診療を実施することとした医療機関は、上記の提出期限にかかわらず、調査票を都道府県に提出する」とされています

「別紙 2-2 医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票」

提出期限：1か月ごとの実施状況を翌月第2週水曜日まで

「別紙 1-2」「別紙 2-2」とも

回答方法：必要事項を記入し、大阪府 保健医療企画課 医事グループあて

Eメールもしくは、FAXにて回答

メールアドレス：iryokikaku-g03@gbox.pref.osaka.lg.jp

FAX:06-6944-7546

問合せ先：大阪府健康医療部 保健医療室 保健医療企画課 医事グループ 施設担当

電話：06-6944-9170(直通)／FAX:06-6944-7546

担当事務局：大阪府医師会 保険医療課 電話 06-6763-7001

地域医療 1 課 電話 06-6763-7012